

防災ラベルの手続き等について

(保存版)



平成25年6月1日修正版

日本テントシート工業組合連合会

◎ 防災物品・防災製品に係わる早わかりメモ

物品ラベルと製品ラベルの違い一覧

事 項	物品ラベル	製品ラベル	備 考
根拠法令等	消防関係諸法令	防災製品認定規程・基準	
事業所の区分	裁断・施工・縫製業（E業種）	単純縫製事業所（裁断・縫製）	
登録権者・認定権者	消防庁長官	日本防災協会	所属組合員
膜材料の業種区分等	A・C・E（※1）	F	
ラベルの交付申請先	日本テントシート工業組合連合 会	日本テントシート工業組合連合 会	所属組合員
ラベルの様式（※2）	材料ラベル別添一覧表1～6 物品ラベル別添一覧表①～⑦	材料ラベル別添一覧表7 完成品ラベル別添一覧表⑧、⑨	

※ 1 日本テント工連の所属組合員の材料ラベルは、A・C・E（これ以外は他の資格等が必要）

※ 2 別添一覧表の1～4はカーテン、5は工事用シート、6はじゅうたん等の材料ラベル

（注）別添一覧表とは、19ページの一覧表（保存用）をいう。

(公益財団日本防災協会のリーフレットから作成)

裁断・施工・縫製業登録表示の皆様へ

防災表示を厳格、適正に

防災表示の7つのポイント

I 防災表示は登録業者だけに許されています。

※登録表示者の社会的責任を自覚し、正しい防災表示を行うことを心がけましょう。

II 防災ラベルには「材料ラベル」と、「物品ラベル」の2種類があります。

※「材料ラベル」は防災物品の原反製造あるいは処理した会社が、その物品の防災性能を保証した表示です。

※「物品ラベル」はその原反を裁断・施工・縫製した皆さんが、カーテンやじゅうたん等に対し、その品物の防災性能を保証する表示です。

III 裁断・施工・縫製業の方々は、必ず「材料ラベル」のついた原反を使用して下さい。

※「材料ラベル」のついていない原反を使用した物品又は部分的に使用した物品は、防災物品ではありません。

IV 防災性能を確認せずに防災表示を行わないで下さい。

V 防災ラベルを譲渡したり融通することは禁じられています。

VI 防災ラベルの品目間流用は認められません。

※下記の組合せ一覧を参照してください。

VII 防災ラベルの管理は正確・厳重に。

※防災ラベルは以上でおわかりのように、法令によって登録表示者が責任をもって表示するものです。このため防災ラベルの受払は正確に記録しておく必要があります。

また、仮に防災ラベルのついていた品物がたやすく燃えてしまったような事故おきたときも、責任の所在を調査・追究するためには、ラベルがどのような品物に何枚使ったかの記録がなければなりません。ラベル管理を厳重、正確に。

正しい交付申請・貼付(組合せ一覧)

材料ラベル等連番	物品ラベル等連番
1	①
2	②
3	③
4	④
5	⑤
6	⑥⑦
7	⑧⑨

間違った交付申請・貼付例

材料ラベル等連番		物品ラベル等連番
1	×	②③④⑤⑥⑦⑧⑨
2	×	①③④⑤⑥⑦⑧⑨
3	×	①②④⑤⑥⑦⑧⑨
4	×	①②③⑤⑥⑦⑧⑨
5	×	①②③④⑥⑦⑧⑨
6	×	①②③④⑤⑧⑨
7	×	①②③④⑤⑥⑦
	×	
	×	

※この組合せ番号は、「日本テント工連が交付している防災ラベルの一覧表(保存用)」の連番です。当該一覧表は、日本テント工連のHPからもみられます。

防災ラベルの正しい表示をお願いします

- 防災ラベルが何故必要か -

人が多く出入りする施設等には、火災事故が発生したとき被害を最小限に抑えるため、消防法令上、カーテン、暗幕、じゅうたん、工事用シート等について防災物品の使用が義務づけられ、その証として防災ラベルの表示が義務づけられています。

1. 防災表示は登録表示者だけに許されています

防災ラベルは消防庁長官の登録を受けた業者のみ取り扱うことができます。

2. 防災ラベルは「材料ラベル」と「物品ラベル」の2種類があります

材料ラベルは防災物品の原反を製造等した会社はその物品の防災性能を保証した表示。
物品ラベルはその保証された原反を裁断等加工したものに防災性能を保証する表示。

3. 裁断・施工・縫製業の方々は必ず材料ラベルのついた原反を使用してください

防災対象の原反は、必ず材料ラベルを確認のうえ使用して下さい。

4. 防災性能を確認せずに防災表示を行わないでください

必ず材料ラベルを見て防災物品の材料であることを確認して下さい。憶測による曖昧な使用は禁止です。

5. 防災ラベルを譲渡したり融通することは禁じられています

一、二枚くらい欲しいといわれても他人に譲り渡すことは禁止されています。

6. 防災ラベルの品目間流用は認められません

カーテン用をじゅうたんに、また耐洗濯性のない物品に耐洗濯性のあることを表す防災ラベルをつけることは禁止です。

7. 防災ラベルの管理は正確・厳重に

防災ラベルの受払出の記録は正確に記載して下さい。後で事故が起きた時の確認資料にもなります。
(保管期間は10年)

8. その他

材料の受入出の記録を必ず付けて下さい。

問合せ先：日本テントシート工業組合連合会

代表者、住所変更は（公財）日本防災協会に対し、防災登録の変更手続きが必要となりますのでご注意ください！

防災表示者業務を行っている個人事業主または法人は変更(組織、代表者、住所等)があれば各種の手続きが必要となりますので、ご紹介します。

ただし、以下は防災物品の裁断・施工・縫製業者の場合に限ります。

1. 変更手続きが必要な場合

① 申請者の住所が移転等で変更になった場合。

なお、市区町村が行う住所表示の変更は、変更手続きは不要ですが、通知（連絡）は必要です。

② 代表者の変更。

ただし、個人事業主の場合は新たな再申請が必要となります。

③ 名称（屋号、会社名）の変更。

2. 新たに再申請が必要な場合

① 個人名義で登録している場合の名義変更。

前名義は廃業届が必要となります。

② 個人事業主から法人への組織変更。

この場合も個人事業主としての廃業届が必要となります。

③ 法人の組織変更。

有限会社から株式会社への変更等。

前組織の有限会社の廃業届が必要。

④ 法人の合併または分離独立の場合。

(イ) 合併の場合

A社+B社でC社を設立した場合。

A社とB社の廃業届が必要。

(ロ) 登録されている法人で一部が別法人として独立し、防災表示者業務を行う場合。

例えばD社の工場が独立し、E工業株式会社として設立し、防災表示者の業務を行う場合。

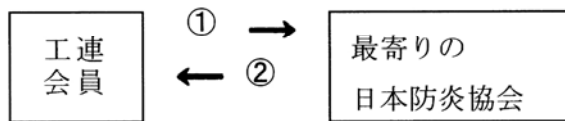
これによりD社が以後防災表示者に係る業務を行わなければD社は廃業届が必要となり、D社も引き続き防災表示者の業務を行う場合は既に登録している番号は継続されます。

一度、お手元の認定証について変更のつど手続きが行われているか、ご確認をお願いします。 詳細については（公財）日本防災協会のホームページをご覧ください、その他、問い合わせについては工連事務局または、最寄りの（公財）日本防災協会までお願いします。

新規防災製品表示者認定証の取得 及びラベルの交付申し込み手続きの流れ

1. 新規防災製品表示者認定証の取得手続き

①認定証の交付申請（手数料 21,000 円）



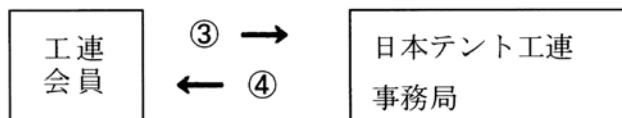
②工連会員に認定証が発行される（交付）



認定証が発行されたら

2. ラベルの交付申請

③ラベルの交付申請書を作成し（工連ホームページなどから入手可能）、工連事務局へFAXする。※最初の申請の時に、必ず②の認定証のコピーをFAXで工連事務局まで送信する。このコピーにより、工連で認定番号の登録手続きを行う。

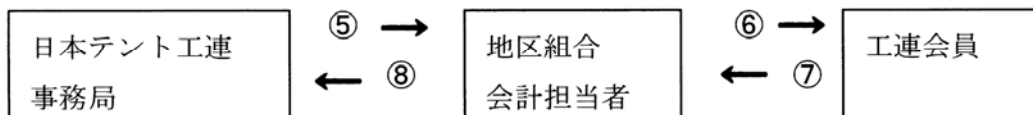


④工連からラベルを直接会員あてに発送（郵便、宅配便、また配達先指定対応可）する。

・納品書は地区組合もしくは会計担当者送付

3. 請求書及び支払いについて

⑤月初めに前月分請求書を地区組合の会計担当者に送付



⑥地区組合から購入者の会員あてに請求

⑦会員が地区組合の指定口座に振り込み

⑧地区組合が前月分をまとめて

工連の指定口座に振り込み

防災物品・製品ラベル交付申請書

公益財団法人日本防災協会 理事長 殿

都道府県組合名

(連番)

住 所	
申請者名	
電 話	
F A X	3

交 付 申 請 日	平成 年 月 日
発 送 日	平成 年 月 日
防災表示者登録番号	
防災製品表示者認定番号	

下記により防災物品・製品ラベルの交付を申請します。

記

※太線枠内は必ず記載して下さい。

防 災 物 品 ラ ベ ル 名		数 量	試 験 番 号	防 災 表 示 者 登 録 番 号	確 認 印
物 品	工 事 用 シ ー ト ラ ベ ル	枚			
	カ ー テ ン ラ ベ ル (イ)	枚			
	同 (ロ)	枚			
	同 (ハ)	枚			
	同 (ニ)	枚			
	ジ ュ ウ タ ン ラ ベ ル (施 工 用)	枚			
	同 (裁 断 縫 製 物 1)	枚			
製 品 ラ ベ ル 名		数 量	製 品 番 号	防 災 製 品 表 示 者 認 定 番 号	確 認 印
製 品	テ ン ト ラ ベ ル (c) (屋 外 ・ 屋 内) (ち ょ う 付)	枚			
	テ ン ト ラ ベ ル (a) (屋 外 ・ 屋 内) (縫 付)	枚			

宅 急 便	
速 達 便 (郵 便)	
普 通 郵 便	
引 取 り	

※ 送付方法の該当欄に○印を付して下さい。

※ FAX 送付先 03-5283-6678

※ 最低交付申請枚数単位(1シート)

工事用シートラベル…10枚 カーテンラベル(ニ)…10枚

じゅうたん等(裁断縫製物1)…5枚 テントラベル(C)…20枚

端数の出ないように、この最低単位の倍数枚で申請して下さい。

*「防災物品・製品ラベル使用報告書」(様式4)に所要事項を記載し、
この交付申請書とともに送付して下さい。

*午前中までにラベルの交付申請のありましたものは、当日に発送します。

ただし、注文が集中した時はこの限りではありません、どうしても当日発送希望の場合は前もって連絡下さい。

1,000枚以上の申請は翌日になることがあります。

防災物品・製品ラベル交付申請書

記載見本

公益財団法人 日本防災協会 理事長 殿

都道府県組合名 地区支部 (連番)

住 所	
申請者名	
電 話	
F A X	

交 付 申 請 日	平成25年6月1日
発 送 日	平成 年 月 日
防災表示者登録番号	E-13-20000
防災製品表示者認定番号	20301

下記により防災物品・製品ラベルの交付を申請します。

記

※太線枠内を必ず記載して下さい。

防災物品・製品ラベル名		数 量	試験番号	防災表示者登録番号	確認印
物 品 ラ ベ ル	工 事 用 シ ー ト ラ ベ ル	100 枚	CT070006	E-13-20000	
	カーテンラベル(イ)	20 枚	AT890014	E-13-20000	
	同 (ロ)	枚			
	同 (ハ)	枚			
	同 (ニ)	10 枚	AO900106	E-13-20000	
	ジュウタンラベル(施工用)	枚			
	同 (裁断縫製物1)	枚			
製 品 ラ ベ ル	テントラベル(C)(屋内・屋外)	40 枚	製品番号	防災製品表示者認定番号	
			F-52008	20301	
	テントラベル(D)(屋内)				

宅 急 便	
速達便(郵便)	
普通郵便	○
引 取 り	

※ 送付方法の該当欄に○印を付して下さい。

※ FAX 送付先 : 03-5283-6678

※ 最低交付申請枚数単位(1シート)

工事用シートラベル…10 枚 カーテンラベル(ニ)…10 枚

じゅうたん等(裁断縫製物1)…5 枚 テントラベル…20 枚

端数の出ないように、この最低単位の倍数枚で申請して下さい。

※ 「防災物品・製品ラベル使用報告書」(様式 4)に所要事項を記載し、この交付申請書とともに送付して下さい。

※ 午前中までにラベルの交付申請のありましたものは、当日に発送します。

ただし、1,000 枚以上の申請は翌日になることがあります。

防災物品ラベル使用報告書

年 月 日

公益財団法人日本防災協会 理事長 殿

(報告者)

法人の名称

代表者名

又は事業者名

⑩

住 所

防災表示者登録番号

電 話

F A X

平成 年 月の防災物品ラベルの使用状況を下記のとおり報告します。

記

年 月 日	ラベルの種類	受 入	使 用	在庫数量	備 考

※ この報告書は、防災物品ラベルの交付申請の都度、提出して下さい。

この様式4は、テント工連の所属員(事業者)が作成し、「交付申請書」(様式3)とともに提出するものです。

記載見本

防災物品ラベル使用報告書

平成25年6月7日

公益財団法人 日本防災協会 理事長 殿

(例)
 ① H18.4.1 に工事用シートラベルを 100 枚申請 (1回目)
 ② H18.10.1 に 100 枚申請 (2回目)
 ※前回の在庫 100 枚より、85 枚を使用した
 ③ H19.2.1 に 100 枚申請 (3回目)
 ※前回の在庫 115 枚より、110 枚を使用した

(報告者)
 法人の名称
 代表者名
 又は事業者名
 住 所
 防災表示者登録番号
 電 話
 F A X

平成 年 月の防災物品ラベルの使用状況を下記のとおり報告します。

年月日	ラベルの種類	受 入	使 用	在庫数量	備 考
① H18.4.1	工事用シートラベル	100		100	
② H18.10.1	工事用シートラベル	100	85	115	1回目:申請枚数を記入
③ H19.2.1	工事用シートラベル	100	110	105	
2回目 前回在庫数+今回申請数-使用数=在庫数量 $100 + 100 - 85 = 115$					
3回目 前回在庫数+今回申請数-使用数=在庫数量 $115 + 100 - 110 = 105$					

※この報告書は、防災物品ラベルの交付申請の都度、提出して下さい。

注:使用報告書はラベルの種類ごとに作成して下さい。

申請するラベルの使用状況について使用報告書を提出して下さい。

防災製品ラベル使用報告書

年 月 日

公益財団法人日本防災協会 理事長 殿

(報告者)

法人の名称

代表者名

又は事業者名

⑩

住 所

防災製品表示者認定番号

電 話

F A X

平成 年 月の防災製品ラベルの使用状況を下記のとおり報告します。

記

年 月 日	ラベルの種類	受 入	使 用	在庫数量	備 考

※この報告書は、防災製品ラベルの交付申請の都度、提出して下さい。

この様式4は、テント工連の所属員(事業者)が作成し、「交付申請書」(様式3)とともに提出するものです。

記載見本

防災製品ラベル使用報告書

平成25年6月1日

公益財団法人 日本防災協会 理事長 殿

平成 年 月の防災製品ラベルの使用状況を下記のとおり報告します。

		記			
年月日	ラベルの種類	受 入	使 用	在庫数量	備 考
① H18.4.1	テントラベル(C)	80		80	
② H18.10.1	テントラベル(C)	60	65	75	1回目:申請枚数を記入
③ H19.2.1	テントラベル(C)	80	70	85	

「受入」には申請枚数を記入

「使用」には前回の「在庫数量」から使用した枚数を記入

2回目以降
 前回在庫数+今回申請数-使用数=在庫数量
 $80 + 60 - 65 = 75$

3回目
 前回在庫数+今回申請数-使用数=在庫数量
 $75 + 80 - 70 = 85$

※この報告書は、防災製品ラベルの交付申請の都度、提出して下さい。

注:使用報告書はラベルの種類ごとに作成して下さい。

申請するラベルの使用状況について使用報告書を提出して下さい。

防災物品ラベル受払記録簿

防災物品名		ラベルの種類	物品ラベル()		
年月日	試験番号	受入	使用	残高	物品の納入先

※この交付台帳は所属組合員が交付を受けた防災物品ラベルの使用状況を記載することが義務づけられています。

※ラベルの種類ごとに口座を設けること。

記載見本

防災物品ラベル受払記録簿

防災物品名		工事用シート		ラベルの種類		物品ラベル(工事用シートラベル)	
年月日	試験番号又は 製品番号	受 入	使 用	残 高	物品又は製品の納入先		
18.4.1		100		100			
18.4.15	CO-8800▼▼		10	90	(株)東京○○		
18.5.2	CT-8400××		10	80	▼▼病院		
18.6.12	CT-8100□□		40	40	××大学		
18.7.15	CO-8700□□		15	25	(株)大阪▼▼		
18.8.21	CT-8900○○		10	15	(株)群馬□□		
18.10.1		100		115			
18.11.21	CT-8100□□		30	85	(株)岡山○○		
19.1.30	CO-8700□□		80	5	(株)福岡▼▼		
19.2.1		100		105			

様式4(物品)の
受入数量と一致

様式4(物品)の
在庫数量と一致

- ※ この交付台帳は所属組合員が交付を受けた防災物品ラベルの使用状況を記載することが義務づけられています。
- ※ ラベルの種類ごとに口座を設けること。
- ※ この記載は一例です。

防災製品ラベル受払記録簿

防災製品名	製品番号	ラベルの種類	製品ラベル（ ）		
			受入	使用	残高

※この交付台帳は所属組合員が交付を受けた防災製品ラベルの使用状況を記載することが義務づけられています。

※ラベルの種類ごとに口座を設けること。

この様式5は、テント工連の所属員(事業者)が作成し、事業所に備えて置くものです。

様式5 (製 品)

記載見本

防災製品ラベル受払記録簿

防災製品名		テント	ラベルの種類		製品ラベル(テントラベル (C))	
年月日	製品番号	受 入	使 用	残 高	物品又は製品の納入先	
18.4.1		80		80		
18.4.15	F-580▼▼		10	70	(株)中部○○	
18.5.2	F-030××		5	65	(株)阪神▲▲	
18.6.12	F-110□□		20	45	(株)東名××	
18.7.15	F-010□□		10	35	(株)首都圏△△	
18.8.21	F-020○○		20	15	(株)関越■ ■	
18.10.1		60		75		
18.11.21	F-070□□		40	35	(株)名神○○	
19.1.30	F-580□□		30	5	(株)中国▼▼	
19.2.1		80		85		

様式4(製品)の
受入数量と一致

様式4(製品)の
在庫数量と一致

- ※ この交付台帳は所属組合員が交付を受けた防災物品ラベルの使用状況を記載することが義務づけられています。
- ※ ラベルの種類ごとに口座を設けること。
- ※ この記載は一例です。

防災物品の受入管理及び払出管理記録簿

事業者名

防災表示者登録番号

年月日	防災物品の名称	受 入		払 出		在庫数量	備 考
		数量	受入先	数量	払出先		

※ この交付台帳は所属組合員が交付を受けた防災物品ラベルの受入・払出管理状況を記載することが義務付けられています。

※ ラベルの種類ごとに口座を設けること。

この様式 5-2 は、テント工連の所属組合員(事業者)が作成し、様式 5 とともに事業所に備えておくものです。

様式 5 - 2

記載見本

防災物品の受入管理及び払出管理記録簿

(株)〇×テント商会

E-17-30××

年月日	防災物品の名称	受入		払出		在庫数量	備考
		数量	受入先	数量	払出先		
H18.4.15	工事用シートラベル CO-8800△△	100 m ²	(株)AA 染色工業	50 m ²	(株)東京〇〇	50 m ²	工事用シートラベル 10 枚使用
H18.5.2	工事用シートラベル CT-8400××	50 m ²	(株)ZZ 繊維産業	50 m ²	▲▲大学	0	工事用シートラベル 10 枚使用
H18.6.12	工事用シートラベル CT-8100■ ■	500 m ²	(株)BB 防水工業	200 m ²	××病院	300 m ²	工事用シートラベル 40 枚使用
H18.7.15	工事用シートラベル CT-8700■ ■	1000 m ²	(株)レインボウ工業	75 m ²	(株)大阪××	925 m ²	工事用シートラベル 15 枚使用
H18.8.21	工事用シートラベル CT-8900〇〇	100 m ²	(株)NTT ターボリン	50 m ²	(株)群馬□□	50 m ²	工事用シートラベル 10 枚使用
H18.11.2 1	工事用シートラベル CT-8100■ ■		(株)BB 防水工業	150 m ²	(株)岡山〇〇	150 m ²	工事用シートラベル 30 枚使用
H19.1.30	工事用シートラベル CT-8700■ ■		(株)レインボウ工業	400 m ²	(株)福岡▲▲	525 m ²	工事用シートラベル 80 枚使用

CT-8100 または 8700 はそれぞれ別口座にまとめることも可

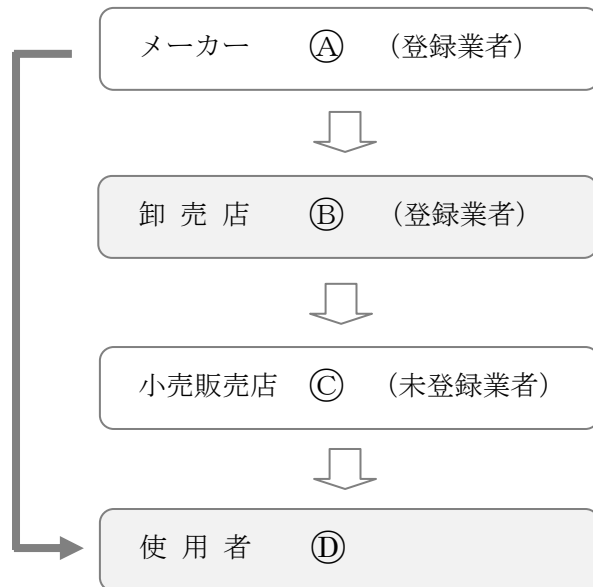
※ この交付台帳は所属組合員が交付を受けた防災物品ラベルの受入・払出管理状況を記載することが義務付けられています。

※ ラベルの種類ごとに口座を設けること。

※ この記載は一例です

◆ 登録業者と関係者の表示（注意すべき例）

防災物品の表示ラベルの取扱いについて5項表示をする場合、登録業者でないものが防災ラベルを取扱うことがあるが、次の場合のラベル貼付等は適切か。



- (1) ④は③に防災カーテンを発注し縫製してもらったところ、③は登録業者でないため仕入先である②よりラベルの交付をうけ貼付して④に納入した。
- (2) ④は、加工済原反を②より購入し、③に縫製を依頼し④が自ら表示をした。
- (3) ④は③に防災カーテンを縫製するよう発注し③は縫製したが、登録業者でないためラベルの貼付ができず、仕入先である②にラベルの交付を依頼したが断られたため、①に対し材料ラベル下げ札を送ってラベルの交付をうけ貼付し納入した。

答 登録業者でなければ、防災ラベルを貼付することはできない。したがって、(1)及び(3)はいずれも認められない。また、(2)の場合は法令上認められるが、登録業者に縫製させるよう指導されたい。

※この質疑応答は『防災物品』関係資料集（（公財）日本防災協会 H19年10月発行）の213及び214ページにあるものをそのまま転載したものです。

防災ラベルの組み合わせ

膜材料の防災物品・防災製品ラベルの関係につきましては、19ページ『**日本テント工連が交付している防災ラベルの一覧表(保存用)**』を参照して頂くとお解り頂けると思いますが、「**材料ラベル**」と「**物品ラベル**」は親子の関係又は表裏一体の関係にありますので、間違いのないよう物品ラベル・製品ラベルを申請して下さい。
(下記の組み合わせ参照)

正しい交付申請・貼付

材料ラベル等 連番		物品ラベル等連番
1	→	①
2	→	②
3	→	③
4	→	④
5	→	⑤
6	→	⑥⑦
7	→	⑧⑨

間違った交付申請・貼付

材料ラベル等 連番		物品ラベル等連番
1	×	②③④⑤⑥⑦⑧⑨
2	×	①③④⑤⑥⑦⑧⑨
3	×	①②④⑤⑥⑦⑧⑨
4	×	①②③⑤⑥⑦⑧⑨
5	×	①②③④⑤⑦⑧⑨
6	×	①②③④⑤⑧⑨
7	×	①②③④⑤⑥⑦

※この表の中にある番号は19ページ『**日本テント工連が交付している防災ラベルの一覧表(保存用)**』の連番欄に記載されている番号です。

※膜材（材料ラベルの貼付されたもの）を裁断・施工・縫製した場合に、当該製造物品等に対応した物品ラベル等が貼付できます。

防災表示の7つのポイントを遵守して下さい。

- I 防災表示は登録業者だけに許されています。
- II 防災ラベルには「材料ラベル」と、「物品ラベル」の2種類があります。
- III 裁断・施工・縫製業の方々は、必ず「材料ラベル」のついた原反を使用して下さい。
- IV 防災性能を確認せずに防災表示を行わないで下さい。
- V 防災ラベルを譲渡したり、融通することは禁じられています。
- VI 防災ラベルの品目間流用は認められません。
- VII 防災ラベルの管理は正確・厳重に。

日本テント工連が交付している防災ラベルの一覧表(保存用)

防災物品の種類		材料ラベルの様式(膜材メーカー等)		物品ラベルの様式(日本テント工連の所属組合員等)		ラベル材質形状	
1 カーテン 暗幕	水洗い洗濯及びドライクリーニングについての基準に適合するもの	連番 1	(イ)下げ札又はちょう付 	連番 ①	(イ)縫付 	(イ)の材料ラベルがちょうふされている原反の裁断・縫製・施工したものに物品ラベル(イ)を縫付	布(ロール状)
	水洗い洗濯についての基準に適合するもの	2	(ロ)下げ札又はちょう付 	②	(ロ)縫付 	(ロ)の材料ラベルがちょう付されている原反の裁断・縫製・施工したものに物品ラベル(ロ)を縫付	布(ロール状)
	ドライクリーニングについての基準に適合するもの	3	(ハ)下げ札又はちょう付 	③	(ハ)縫付 	(ハ)の材料ラベルがちょう付されている原反の裁断・縫製・施工したものに物品ラベル(ハ)を縫付	布(ロール状)
	洗濯後再防災処理の必要があるもの	4	(ニ)下げ札又はちょう付 	④	(ニ)ちょう付 	(ニ)の材料ラベルがちょう付されている原反の裁断・縫製・施工したものに物品ラベル(ニ)をちょう付	シール(20枚組)
4 工事用シート	5	ちょう付 	⑤	縫付 		シール(10枚組)	
6 じゅうたん等	6		下げ札又はちょう付	⑥	(施工) 釘打ち又はピン止め 	左の材料ラベルがちょう付されている原反の裁断・縫製・施工したものに左の物品ラベルをちょう付	プラスチック
				⑦	(裁断縫製物1) ちょう付又は縫付 	左の材料ラベルがちょう付されている原反の裁断・縫製・施工したものに左の物品ラベルをちょう付	シール(10枚組)
防災製品材料(原反等)	表示方法	製品ラベルの様式		製品ラベルの様式(テント工連の所属組合員等が貼付出来るラベル)			
	(e)下げ札	7		連番 ⑧	(C)ちょう付 		※テント類・シート類・膜類(屋外・屋内)(屋内) ※非常持出袋(完成品)
(f)ちょう付	⑨			(D)ちょう付 	※テント類・シート類・膜類(屋内)		

注 この一覧表は、公益財団法人日本防災協会の資料から作成したものです。